

「開業医における定期口腔管理について

—開業1年目からみた定期口腔管理の目的、実際そして今後—

もりぬし小児歯科・鹿児島市

森 主 真 弓

1992年3月に鹿児島市で最初に小児歯科を単一の医院名とし、もりぬし小児歯科医院として開業し、現在約1年4ヶ月経過している。今まで鹿児島市では、小児歯科を加え、複数の医師名を掲げている医院は1件あったが、明らかに小児歯科の専門を打ち出し、単一医院名として開業した最初であった。但し、開業にあたり、基本概念として、将来ホームドクターを目指したいこと、地域に還元するため、ならびに医業の本来の姿として、歯科疾患で問題を持つ方は基本的にだれでも受け入れることが本道であるとの考えから、受診を希望する方がいらしたら、成人も拒否しないことを前提とした。定期口腔管理についても、当然、患者個人の予防管理上、むしろ医師サイドからの治療の経過管理、個人をとうしての地域における小児の歯科保健の啓蒙上の3点から、必要不可欠のものとして、基本的方針として導入した。定期健康管理の期間として、乳児は1ヶ月～3ヶ月、幼児は3ヶ月、成人は6ヶ月を原則とし、定期検診用はがきを作成し、郵送にて連絡手段とした。

1年3ヶ月経過し、1度以上定期検診に参加した患者の統計的分析を行い、その経過状況と、目的としたことが果たして、継続状況ならびに口腔所見から円滑に果たされているのかを検討するとともに、この間みられた問題点がいかなることであったのか、を分析し、その結果を報告し、今後の問題点についての議論の一助としたい。